別紙１　介護報酬日割り計算について

１．月途中のサービス利用開始

　総合事業では、利用者と訪問型サービス事業者又は通所型サービス事業者との契約開始を事由として、契約日を起算日として日割り計算を行います。ただし、当該契約月にサービス利用がなく、翌月からサービス利用を開始した場合、当該契約月については日割り計算をすることなく、翌月の初日（１日）を起算日として介護報酬を請求する取扱いとします。

～具体例～

①**契約日と同月にサービスを利用した場合**

8月15日

8月10日

8月1日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※**契約日からの日割り算定**

報酬算定期間

利用開始日

契約日

1日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（８月１０日から日割り算定）

注意！！

**今までと異なります**

②契約日から月をまたいでサービス利用した場合

9月2日

9月1日

8月30日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※８月分については請求せず、

利用開始日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　９月１日から月額報酬で算定

契約日

従来と同様の対応

報酬算定期間

２．月途中のサービス利用終了

　　総合事業では、利用者と訪問型サービス事業者又は通所型サービス事業者との契約解除を事由として、契約解除日までの日割り計算を行います。具体的には、利用者が死亡した時や、契約終了の申し出があった時などは日割り計算となります。ただし、当該契約解除月にサービス利用がない場合、当該契約解除月については報酬を請求しない扱いとします。